



島根県報

平成19年 7 月 3 日 (火)

第 1,893 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	1
保安林予定森林	(森林整備課)	2
保安林指定の解除	(")	2
保安林指定施業要件の変更	(")	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用開始	(")	5
物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	(会計課)	5

告 示

島根県告示第553号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 亀の子	居宅介護支援事業所 かめのこ	大田市長久町長久口267 - 6	平成19年 7月10日

島根県告示第554号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年1.9パーセント」を「年2.0パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年 7 月 3 日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定(貸付利率に係る部分に限る。)は、平成19年 6 月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第555号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村福川1634、1635、1636 - 1 から1636 - 3 まで、1637、1638 - 1 から1638 - 11まで、1639

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市生湯町1984 - 6、1984 - 7、1984 - 11

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第557号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成2年10月20日農林水産省告示第1380号（三に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「 次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第558号

平成19年島根県告示第494号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示すると共にその要旨を告示する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町真木1034	(株)角倉銀行三次支店	広島県三次市三次町1571
飯石郡飯南町真木1032	安部 フイ	飯石郡飯南町小田488
飯石郡飯南町真木1032	石田盛三郎	飯石郡飯南町真木634
飯石郡飯南町真木1032	奥野太四郎	飯石郡飯南町真木322
飯石郡飯南町真木1454	奥野 霍市	飯石郡飯南町小田496
飯石郡飯南町真木1043	奥野左四郎	飯石郡飯南町真木322内 1
飯石郡飯南町真木1032	小野新次郎	飯石郡飯南町真木439
飯石郡飯南町真木1037	中岡鹿五郎	飯石郡飯南町上来島926
飯石郡飯南町真木1013 - 1、1044、1056、1057	藤原 孝次	広島県広島市佐伯区皆賀 4 丁目19 - 68
飯石郡飯南町真木1032	藤原 幸市	飯石郡飯南町真木307
飯石郡飯南町真木1387	松原 久利	飯石郡飯南町真木650
飯石郡飯南町真木1032	山根 豊市	飯石郡飯南町真木554
飯石郡飯南町真木1032	吉岡松太郎	飯石郡飯南町真木228
飯石郡飯南町真木1032	吉岡万四郎	飯石郡飯南町真木576

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第559号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
			A	メートル 19.00 ~	メートル 744.50	

一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂13番2地先から同町日吉279番3地先まで	前 B	69.00	851.00	松江県土整備事務所	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 河川管理者へ返還 仮設道撤去
				9.00～32.00			
		松江市八雲町日吉174番3地先から同240番2地先まで	C	5.00～7.00	150.00		
後 A	松江市八雲町東岩坂13番2地先から同町日吉279番3地先まで	19.00～69.00	744.50				
		後 B	9.00～32.00	851.00			
県道	海潮宍道線	松江市宍道町上来待3433番1地先から同2818番1地先まで	前	3.80～11.00	407.00		
			後	7.90～36.00	407.00		
"	"	松江市宍道町上来待2733番1地先から同2721番3地先まで	前	4.10～7.00	220.00	道路改良工事 拡幅	
			後	4.10～10.10	220.00		
"	"	松江市宍道町上来待3474番1地先から同2532番1地先まで	前	3.90～6.00	330.00	道路改良工事 拡幅	
			後	3.90～8.30	330.00		
"	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江1374番4地先から同町七類304番5地先まで	前 A	5.00～50.00	1,400.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 土地所有者への返還 仮設道撤去	
				前 B	11.00～90.00		1,200.00
			後 A	5.00～50.00	1,400.00		
				後 B	11.00～90.00		1,200.00
"	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町大坪93番4地先から同72番5地先まで	前 A	12.00～48.00	165.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 払い下げ	
				前 B	4.00～12.50		186.00
			後 A	12.00～48.00	165.00		
"	黒沢安城浜田線	"	前 A	12.00～48.00	165.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 払い下げ	
				前 B	4.00～12.50		186.00
			後 A	12.00～48.00	165.00		

島根県告示第560号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	海潮穴道線	松江市穴道町上来待2733番1地先から同2721番3地先まで	メートル 220.00	平成19年 7月3日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市穴道町上来待3474番1地先から同2532番1地先まで	330.00	平成19年 7月3日		
"	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類2607番地先から同2611番2地先まで	30.00	平成19年 7月3日		
"	"	松江市美保関町七類19番2地先から同2630番1地先まで	110.00	平成19年 7月3日		
"	広瀬荒島線	安来市西松井町字小原560番1地先から同市田頼町字中村127番1地先まで	428.00	平成19年 7月3日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
"	"	安来市田頼町字本郷358番1地先から同町字台372番1地先まで	332.00	平成19年 7月3日		
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字大平八209番1地先から同所字横山八192番2地先まで	370.00	平成19年 7月20日	県央県土整備事務所 大田事業所	

島根県告示第561号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第9条第2号を次のように改める。

(2) 第4条第1項第1号の要件を満たさない者となったとき。

附 則

この告示は、平成19年 7 月 3 日から施行する。

